

SoK：準公共空間の感染症対策における 検温データのプライバシー・個人情報の保護

藤村 明子^{1,a)} 間形 文彦⁴ 折目 吉範¹ 亀石 久美子¹ 板倉 陽一郎^{2,3}

受付日 2021年3月8日, 採録日 2021年9月9日

概要：本稿は、新型コロナウイルス禍による感染防止対策として実施されている検温に関し、プライバシー・個人情報保護の観点から課題を論じる。現在、様々な規模や性質を備えた検温センシング機器が準公共空間に設置されている。しかし、検温センシング機器は新型コロナウイルスの拡大にともなって一般社会に急激に普及したため、プライバシー・個人情報保護に関する現場の具体的な運用ルールがまだ充実しているとは言い難い状況にある。そこで、プライバシー・個人情報保護の観点からの留意点の提起や実社会で運用されている検温センシングの方法の分類を試みながら、今後のわが国における検温センシング現場のプライバシー・個人情報保護に関するルール化に向けた提言を行うことを狙いとする。

キーワード：新型コロナウイルス, 個人情報, プライバシ, センシング技術

SoK: Privacy of Temperature Measurement Data and Protection of them as Personal Information in Measures against Infectious Diseases in Quasi-public Spaces

AKIKO FUJIMURA^{1,a)} FUMIHIKO MAGATA⁴ YOSHINORI ORIME¹ KUMIKO KAMEISHI¹
YOICHIRO ITAKURA^{2,3}

Received: March 8, 2021, Accepted: September 9, 2021

Abstract: Regarding the temperature measurement carried out in the quasi-public space as an infection prevention measure due to the new coronavirus disease, issues from the viewpoint of privacy and personal information protection are discussed. In recent years, body temperature sensing devices with various sizes and characteristics have been installed in quasi-public spaces. However, since body temperature sensing devices have rapidly become widespread in the general public with the expansion of COVID-19, it is hard to say that on-site operational rules regarding privacy and personal information protection have been concretely established. Therefore, we first discuss the points to be noted from the viewpoint of privacy and personal information protection, and classify the body temperature measurement sensing methods used in the real world. We then aim to make recommendations for establishing rules regarding privacy and personal information protection at the body temperature measurement sensing site in Japan in the future.

Keywords: COVID-19, personal data protection, privacy, sensing technology

¹ 日本電信電話株式会社社会情報研究所
NTT Social Informatics Laboratories, Musashino, Tokyo
180-8585, Japan
² ひかり総合法律事務所弁護士
HIKARI SOGOH LAW OFFICES, Lawyer, Minato, Tokyo
105-0001, Japan
³ 国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センター
Riken AIP, Center for Advanced Intelligence Project, Chuo,
Tokyo 103-0027, Japan
⁴ NTT コミュニケーションズ株式会社
NTT Communications Corporation, Chiyoda, Tokyo 100-
8019, Japan
^{a)} akiko.fujimura.uv@hco.ntt.co.jp

1. はじめに

1.1 背景

2021 年現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
禍による感染防止対策は、わが国の法政策上の急務であり、
政府、自治体、民間による諸施策も感染防止対策が優先的
に進められている。そして、法的な強制や義務の有無を問
わず、大多数の国民にも可能な限りコロナ禍諸施策へ協力
しようとする意識が広く浸透しているのが現状といえそう

である。

コロナ禍対策の一環として、敷地・建物・店舗等の施設の入口に体温を測定できる機能を備えた機器を設置し、入場しようとする各個人の身体の体温を計測する措置（以下、当該措置を検温センシングという）が広く行われている。検温センシングで得られるデータ（以下、検温データという）は、敷地・建物・店舗等の管理責任者やその委託を受けた者らによって取り扱われる。

検温センシングの大まかな流れとしては、入場しようとしている人間の検温データを測定し、その場で一定の体温^{*1}より高い発熱状態が確認された場合は、何らかの警告をあげて、当該敷地・建物・店舗等の施設管理者や従業員や委託を受けた係員らによって、発熱している人物の入場を断るというものである。場合によっては、本人や施設管理者らが関係機関に連絡し、該当者が検査や診察を受け、その結果次第で消毒等の処置の契機とすることも想定されている。

こうした検温センシングは、発熱している人間は何らかの疾患にかかっている蓋然性が高い、という前提のもとで運用されており、必ずしもすべての発熱者を新型コロナウイルス感染症の感染者と即断することを目的とはしていない。しかし、感染拡大防止の強い公衆衛生の必要性のもと、該当者は発熱判定という事実のみをもって、新型コロナウイルス感染症感染の可能性がある取扱いがなされることを受け入れざるをえず、その機会では入場を断られるという行動上の具体的制約が課せられることになる。

従来、複数人が出入りする施設や屋外における、カメラ、無線、センサを用いたデータ取得は、入退場管理や犯罪防止といったセキュリティ目的や、人流分析や顧客調査といった商用利用を目的とする取り組みが主であった。現在すでに多くの箇所に設置されている防犯カメラに関しては、防犯目的のための撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下、「個人情報保護法」という）第18条第4項第4号）に相当することから、利用目的の通知・公表は不要である旨が、個人情報保護委員会による『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』のQ1-11に記載されている。一方、新型コロナウイルス感染症対策の検温センシングについては防犯カメラのように取得の状況からみて利用目的が明らかとされている社会的コンセンサスの形成が不十分なまま一気に普及した側面があり、防犯カメラと同列に論じることが適切ではない。

しかし入場を期する者に検温センシングの実施にあたって利用目的を知らしめたとしても、敷地・建物・店舗等の施設管理者が民間事業者の場合、契約自由の原則から感染拡大防止という公共目的のもと検温に協力しない者の入場を拒否できると考えると、入場者は検温センシングを回避したうえで当該空間に入場するという手段はとりえない。

さらに、現状では検温センシングはほぼすべての敷地・建物・店舗等の施設で行われているから、検温センシングを行っていない他の類似した施設に代替的に訪れるという手段もとりにくい。このように、従来以上に、本人に課せられる行動制約はより大きいともいえよう。

1.2 本稿の目的

検温センシングは、個人の身体から検温データを取得して他者がその取扱いをするという行為の性質上、プライバシー・個人情報保護の観点からの検討が必要である。

検温センシング機器は、現在、様々な規模や性質を備えた敷地・建物・店舗等の施設の入口に設置されている。なかでも、イベント会場・商業施設等は、日々、特定の人間のみが利用するオフィスや学校と異なり、不特定多数の人間が入退場する関係上、プライバシー・個人情報保護に関する対応を説明するための通知について、よりいっそうの配慮が必要となる。

本稿では、公共空間に面している私有地であってそこを通行する者が自由に立ち入ることができるエリア、あるいはチケット等の購入によりだれでも立ち入ることができるような空間や施設のことを準公共空間と位置づける。たとえば駅構内（改札外）に加え、商業施設、イベント会場等を想定している。なお、カメラ画像利活用ガイドブック ver.2.0 [1] では準公共空間のことを「駅構内（改札外）、店舗前等」と端的な例示のみで提示しており、どのような場が準公共空間に相当するのかという一般的な説明を行っていない。これに対し本稿では、実社会で検温センシング機器が設置されている場所をより明確化して議論の対象とすべく、準公共空間に相当する場所について上記のような説明を加えることとし、さらに例示に幅を持たせるべくより具体化することとした。

感染症予防対策が進むこれからの社会に向け、準公共空間の検温センシングの手段の実態に応じた具体的な留意点をふまえたルールが形成されていくことが望ましい。

ところが、後述のように、準公共空間向けのわが国の現行の法規範や、各業界が策定している感染予防ガイドラインを分析しても、検温センシングの現場の具体的な運用の観点からプライバシー・個人情報保護に関する記載は充実していると言えない状況にある。

本稿は、以下の流れを展開しながら、今後のわが国の行政・自治体・民間の将来のルール化に向けた提言を行うことを狙いとしている。

^{*1} 厚生労働省『医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準』により 37.5 度以上を想定しているケースが多い。 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000203402.pdf>

まず現状の法規範やガイドライン [2] を分析したうえで、プライバシー・個人情報保護の具体的な留意点を整理し、検温センシングの方法例をタイプ別に分類したうえで、被測定者への検温の事実の通知や検温の目的の通知の必要性や、本人に及ぶ影響について指摘する。

2. 検温センシングに関する個人情報保護の規範

プライバシー侵害についての規範が、憲法 13 条や民法 709 条に基づく判例・裁判例を参照する民事ルールであるに対して、個人情報保護法等の個人情報保護制度は行政法規であり、その規範は、事前判断を前提とした比較的形式的なものとなっている。これは、民事ルールは発生した事件を裁判所が事後的に解決するために用いられ、その文脈で発展してきたことに比して、行政法規は、行政庁（個人情報保護法に関しては個人情報保護委員会）が、事前の行動規範を示す役割を担っているという差異による。そこで、まずは、規範の抽象度が低い行政法規から検討することにし、検温センシングに関する個人情報保護制度に属する規範を整理する。検温センシングに関する個人情報保護制度に属する規範には、強制力の有無の観点から、① 法規範と、② 自主的な規範が存在し、位置づけとしては、個人情報保護の規範の中で定めることと、感染症対策の規範の中で定めること、両方の可能性がある。

以下、現行の規範について、① 法規範および ② 自主的な規範における、感染症対策の現場における個人情報の取扱いについての記述を確認、整理する。

2.1 法規範

現行の個人情報保護法および感染症法においては、検温センシングにおける個人情報の取扱いについては特段の規律がないが、直近の法改正（予定を含む）において、これに関連する規律が加えられている。

2.1.1 令和 3 年個人情報保護法改正

個人情報の取扱いについて、令和 3 年 2 月 9 日に、デジタル庁設置法案やデジタル社会形成基本法案とともに閣議決定され、同 5 月 12 日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号、以下、「整備法」という。）は、① 個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。③ 学術研究分野を含めた GDPR（EU

一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。という内容を含んでいる（整備法 50 条、51 条関係）。

整備法は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号）附則第 12 条第 6 項をふまえ、関係省庁が緊密な連携の下、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討する」ために設置されていた内閣官房「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」での議論をふまえている。同タスクフォースの最終報告^{*2}では、「1. 地方公共団体等の個人情報保護制度の上記のような課題を解決するためには、全ての地方公共団体等に適用される全国的な共通ルールを法律で規定することが効果的であり、適当である」。「2. その上で、国が地方公共団体等に対し、個人情報の取扱いについて、一般的に、あるいは感染症対策等の全国統一的な運用が求められる行政分野ごとにガイドライン等を示すことにより、地方公共団体等の的確な運用を確保することが適当である」とされていた。これを受けて、整備法による改正全面施行後の個人情報保護法（以下、「新個人情報保護法」という）2 条 11 号の「行政機関等」に地方公共団体の機関および地方独立行政法人を加え、新個人情報保護法 11 条 2 項では、「国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする」とする。したがって、感染症対策についての個人情報の取扱いについては、新個人情報保護法 11 条 2 項に基づく「必要な措置」としてのガイドラインの制定が見込まれ、また、期待される。もっとも、整備法 51 条の施行は公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日であり（整備法附則 1 条 7 号）、令和 5 年春以降ということになる。また、ここでのガイドラインは、地方公共団体における個人情報の取扱い（主として保健所設置市・区が想定されるであろう）が念頭に置かれており、民間事業者における取扱いを想定しているかについては疑問がある。

2.1.2 令和 3 年感染症法改正

令和 3 年 1 月 22 日に法案が閣議決定され、同 2 月 3 日に成立した「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 5 号）は、感染症法改正部分で、国や地方自治体間の情報連携を規定し、保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学

^{*2} 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和 2 年 12 月）。

調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定することとした。具体的には、同法による改正後の感染症法（以下、「新感染症法」という）12条3項により、医師の届出を都道府県知事にも共有することとし、新感染症法15条13項および14項により、積極的疫学調査の結果を関係都道府県知事等（実態的には保健所）に通報することとしている。また、同法56条の39により、感染症等に関する調査および研究のため、厚生労働大臣から医師その他の関係者への提供ができることとした（第2項）。同条は、個人情報の保護への留意義務を含む（第4項）。

このように、新感染症法は個人情報を含む情報の流れを政策の中で意識して立法されており、そのような方向性は評価されるところであるが、検温センシングおよび検温データの取扱いにまでは立法は及んでいない。

2.1.3 小括

令和3年個人情報保護法改正案によれば、感染症対策についてのガイドラインの制定が見込まれるが、地方公共団体における取扱いが中心となる見込みであり、また、制定されるとしても令和5年春以降ということになり、検温センシングを含む現行の新型コロナウイルス感染症対策には時機を逸したものになりかねない。また、令和3年感染症法改正では、検温センシングや検温データの取扱いまでは立法されなかった。そうすると、現下の検温センシングや検温データの取扱いについては、自主的な規範を参照することとなる^{*3}。

2.2 自主的な規範

新型コロナウイルス感染症を想定した感染症対策についての自主的な規範（ガイドライン）は膨大な数が公表されている。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が

整理したところによると、令和3年2月19日時点で、23分野、100本以上のガイドラインが公表されている^{*4}。しかしながら、検温データを含む個人情報の取扱いに触れるガイドラインは多くなく、たとえば以下の例が見られる程度である。

2.2.1 検温センシングに触れているもの

クラシック音楽公演運営推進協議会「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年12月1日改定）では、「4 公演主催者が講じるべき具体的な対策」の中で、「非接触型の体温計やサーモグラフィ等を配備し、利用を案内するスタッフを配置する」との対応が記載されている。全国興行生活衛生同業組合連合会「映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年11月25日改訂、令和2年12月1日施行）では、「映画館の入口に非接触器型体温計等を設置し、入場時にも検温を行うように努める」との対応が含まれている（3.(2) ② (v)）。もっとも、これらは検温センシングには触れていても、検温データの取扱いについては触れていない。

2.2.2 新型コロナウイルス感染症関連情報の取扱いについて触れているもの

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会・一般社団法人日本音楽事業者協会・一般社団法人日本音楽制作者連盟「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年10月8日改定）は、「7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策」の中で、「以下、公演に来場されるお客さまに対するご案内事項（事前承諾いただく事項）を示しています。基本的にデジタル対応を促すこととしますが、それ以外の場合でも可能な限りお客さまの氏名及び緊急連絡先等の取得に努めてください。具体的な手段（例）として、以下を示します」
「① チケット購入時点で登録～公演当日入場時確認、② 当日登録～公演入場時確認（基本は Web 登録。手書き対応も容認）」として、当日 Web 登録の例もあげている。「当日入館時 Web 問診票」における注意書きの記載例には、（個人情報保護のため、リストの管理者を固定し、アクセス制限を設ける）との注記があるが、Web で問診項目を入力する例であり、検温センシングを想定しているものではない。

2.2.3 小括

このように、検温センシングや検温データについては、自主的な規範においても十分な検討はなされていない。したがって、現時点では、法規範においても、自主的な規範においても、検温センシングや検温データについての特段の規律はない前提で、個人情報保護制度への適合性を判断することとなる。

^{*3} 海外では、数は少ないものの、データ保護機関により、検温センシングにおける個人情報の取扱いについてのガイドラインが公表されている例がみられる。たとえば、韓国個人情報保護委員会「코로나 19 관련 얼굴형 열화상 카메라 운영 시 개인정보보호 수칙」（「コロナ 19 に関する、顔を撮影する熱画像カメラ操作時の個人情報保護のヒント」）（2020 年 11 月 5 日）。これは、韓国個人情報保護委員会が、① カメラ設置・運営者の個人情報の処理遵守事項（[1] 発熱症状を確認する際の顔画像の原則被保存、[2] 顔画像を保存する場合の同意原則、[3] 安全管理措置）、② 利用者（情報主体）への案内事項（[1] 削除請求等の権利保障、[2] 個人情報侵害申告センターの案内）、③ カメラ製造・販売・設置支援事業者（「カメラ事業者」）に協力が求められる事項をそれぞれ示すものである。また、フランス Lissses 市の市役所および小学校の入り口に設置された検温機器が、平均体温との差を色で示し、差が大きい場合入場できないという対応がなされた事案で、Conseil d'État（コンセイユデタ、国務院。フランスにおける行政最高裁判所）は、一般データ保護規則（GDPR）における個人データの処理根拠としての同意が無効であり、特別カテゴリデータである健康情報の処理根拠としての公共の利益、公衆衛生政策は満たされず、データ保護影響評価もなされていないとして、検温機器の撤去を命じた（Conseil d'État, 26 juin 2020, Caméras thermiques à Lissses）。日本語での紹介として、金塚彩乃「体温自動測定 GDPR 違反コンセイユ・データ判例解説」第 5 回情報法制シンポジウム「テーマ ②：コロナ対策の体温自動測定 GDPR 違反事件と個人データ該当性判断」2021 年 7 月 13 日。

^{*4} 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「業種別ガイドライン」（令和3年2月19日時点）

3. 個人情報保護制度への適合性

3.1 検温データと個人情報

検温センシング、検温データが個人情報保護制度の問題となる前提として、検温データが個人情報に該当することが前提となる。ここで、個人情報は、個人情報保護法（以下、単に「法」という。）2条1項により下記のように定義されている。

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

検温センシング機器が保存領域等を持たず、計測した体温の数値のみをシンプルに一時表示するタイプの場合はどうか。測定者と被測定者が目視により数値を確認した後、当該検温データをいっさい保存することなく削除する場合は検温データと特定の個人とのつながりがなく、個人情報には該当しないということになる。他方、紙面または画面経由で検温データの計測結果とともに、氏名、連絡先等を記入させるような場合には個人情報には該当し、さらに、これを個人情報データベース等（「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（法2条4項1号））として蓄積しているような場合は、個人データにも該当する。また、従業員や会員情報等すでに当該施設管理主体で登録済みの情報とあわせて検温データの計測結果を保存する場合も同様に個人データに該当することになる。

次に、センサとカメラを併用し、検温データとあわせて入場者の顔画像や全身像等を取得するタイプではどうか。本人を判別可能なカメラ画像は個人情報にあたる[2]。また、全身像も「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報」として個人情報に該当する例にあげられている*5。顔画像や全身像を撮影はするが検温計測直後に

削除していっさい保存しないとするケースであっても、個人情報の取得は行われていると解されている。したがって、顔画像や全身像を一瞬でも取得するような場合には、後述する、利用目的に関する規律は避けられない。

感染拡大防止と偽って別のデータ取得を企図した取得は、不正な手段による取得（法17条1項）に該当しうる。たとえば検温センシング機器を装った別の装置を入りに設置し、入場者に検温測定であると誤認させて接近させ、検温データ以外の他のデータをセンシングして取得する行為はこれにあたる。

3.2 検温データの利用目的と第三者提供

検温データが個人情報にあたる場合（連絡先等とともに取得する場合や、顔画像や全身画像の撮影をとまう場合）は、取得のタイミングに合わせて速やかにその利用目的を本人に通知、または公表すること（あらかじめ利用目的を公表している場合を除く）が必要である（法18条1項）。また、契約書等の書面やユーザ入力画面への打ち込み等の電磁的記録により直接本人から個人情報を取得する場合にはあらかじめ本人に対しその利用目的を明示する必要がある（法18条2項）。利用目的はできる限り特定しなければならない（法15条1項）。

個人データである検温データを本人以外の第三者に提供するには原則としてあらかじめ本人の同意を得ることが必要となる（法23条1項）。

感染拡大防止対策の観点からは、個人情報保護委員会が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについて」[3]を公表しており、法令に基づく場合（本法第16条第3項第1号、第23条第1項第1号）のほか、以下の場合において、例外として、本人の同意を得ることなく、目的外利用や第三者への提供が許され、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたっては、これらの例外の適用も含めて対応することが可能、とされている。

1) 国の機関等からの情報提供の要請が、当該機関等が所掌する法令の定める事務の実施のために行われるものであり、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者は、自らの判断により、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は当該機関等に提供することができます（本法第16条第3項第4号、第23条第1項第4号）。

2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるときも、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく、個人データを目

*5 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月（令和3年1月一部改正））2-1、事例3。

的外に利用し、又は国の機関を含む第三者に提供することができます（本法第16条第3項第2号及び第3号、第23条第1項第2号及び第3号）。

もっとも、これらは本人の同意を得ることが困難な場合の例外的な取扱いであり、日常的な検温センシングの根拠とすることは適切ではない。

なぜなら、日常的に実施される検温センシングのあらゆる場面をとらえて、本人の同意を得ることが困難な場合と一律に設定することは、「法令に基づく場合」を例外とした法の趣旨を潜脱することになりかねない。さらに、個人情報保護委員会による『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』のQ2-11では、「本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体的な場面を「例えば、本人の連絡先が不明等により、本人に同意を求めるまでもなく本人の同意を得ることが物理的にできない場合や、本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕はない等の場合」と述べている。検温センシングでは本人がその場に存在しており、同意を得ることは物理的に可能なケースといえるから、同Q&Aが記載している「同意を得ることが困難」な場合にあたるとはいえないであろう。

検温データは要配慮個人情報（法2条3項、政令2条、規則5条）となりうるかという論点がある。これは要配慮個人情報の場合は取得に同意が必要となる（法17条2項）ために問題となる。この点に関しては、検温データが個人情報に該当する場合であったとしても、発熱しているというだけでは要配慮個人情報に含まれる「病歴」および「医師等による健康診断の結果」のいずれにも該当せず、要配慮個人情報には該当しないといえる。なぜなら、要配慮個人情報の類型である「病歴」については、「病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する」とされ（個人情報保護法ガイドライン通則編2-3(4)）、「医師等による健康診断の結果」についても、「疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診断、健康診断、特定健康診断、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する」「なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない」とされているからである（同(8)）。

なお、将来的にセンシング技術性能が非常に向上し、AIによる判定等によりかなりの正確性をもって感染判定ができるようになった場合には、民間事業者がセンシングにより取得したデータは「病歴」または「医師等による健康診

断の結果」にあたるものとして要配慮個人情報となりうる可能性がある。

3.3 データの保有者はだれか

検温データが個人情報となる場合、当該情報の保有者たる個人情報取扱事業者として義務を負うのはどの主体かを検討する。

準公共空間では、複数のプレイヤーが想定される。

① 検温センシングサービス提供事業者、いわゆるベンダに相当する事業者が存在する場合：

検温センシングを導入しようとする施設管理者が個人情報の保有者になるのが通常であるが、ベンダが保有者となることも考えられる。この場合、施設管理者は個人情報を取得しないため、その具体的内容を知覚することもできない。統計的なレポートのみを取得するか、入退場管理を含めてベンダが行っているという整理になろう。

② 施設管理者の場合：

施設管理者には複数の候補が存在する。独立の店舗であれば、当該店舗の運営法人が施設管理者ということになるが、ショッピングセンタの場合には、ショッピングセンタ運営事業者の場合も、店子（テナント）である場合もありえよう。

いずれにせよ、利用目的の通知または公表を、「だれが」行っているのが重要であり、これが含まれていない利用目的の通知または公表は適法ではなく、不正な手段による取得（法17条1項）にも該当しかねない。① ベンダが保有者であるのか、② 施設管理者が保有者であるのか、だれが施設管理者であるのか、を関係者が明確にしたうえで、保有者である個人情報取扱事業者がその名を示す必要がある。これは、だれが費用の負担者であるか、契約関係はどうなっているのかとは独立に検討すべき事項であり、当該情報の保有者を決定しないまま検温センシングを行ってはならない。

4. 利用目的の通知の具体的方法

4.1 利用目的の通知方法

検温データの第三者提供は現時点では広く行われているとは確認できず、検温データが個人情報に該当する場合、保有者である個人情報取扱事業者の遵守すべき具体的な個人情報保護法上の義務は、利用目的規制が中心となる。ここでは、検温センシングについての利用目的の通知方法を具体的に検討するが、この際、検温センシングが実施されようとする事実を本人に知らせることを「検温の事実の通知」、検温データを取得することの利用目的を知らせることを「検温の目的の通知」と呼称して、検温センシングの現場でそれぞれがどのように実施されているかにも照らしつつ、利用目的規制への適合性を論ずる。

4.2 検温の事実の通知

「検温の事実の通知」で問題となるのは、本人が自己の情報たる体温が計測されることを、五感や能動的な動作の要求等により認識できるような状況が用意されているか、あるいは状況がなくとも計測している事実を何らかの表示手段で知らされているかという観点である。利用目的規制との関係では、検温の目的の通知の前提となる。

準公共空間の施設管理者は、入場者に対して、検温の事実をどのように知らせているか。現状では、入口に検温センシング機器が設置してあること（のみ）をもって、検温することを知らしめているケースが多いように思われる。

表示手段の方法としては、ホームページへの掲示、看板による掲示、音声案内等が考えられよう。しかし多くの場合、本人に検温中であることの明示的な説明がないまま、指示に従って機器の計測範囲に接近、通過する等の能動的な行動を本人がとることで、いま体温が計測されているという事実を認識する。

新型コロナウイルスの感染拡大防止という全世界の人類の社会通念があつてこそその運用というやや特異性がある場面ということができるだろう。

4.3 検温の目的の通知

4.3.1 検温の目的の通知の記載方法

「検温の目的の通知」で問題となるのは、本人に対して、検温データの利用目的が実質的に知らされているかどうかという点である。通知または公表の一般的な手段としては、立て看板等により掲示をすることが想定しうる。本稿3.2節で触れたとおり、あらかじめその利用目的を公表していない場合は、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない（法18条1項）が、通知または公表にあたっては、事業の性質および個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない旨が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」2-10、同2-11にて言及されている。

ここでいう『事業の性質…内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法』を検温センシングという事業の性質にあてはめて検討すると、体温の測定開始前に知らしめられた場合にこそ、測定をして個人情報を取得させるか否かについて本人は選択の自由が与えられるという観点から本人が検温センシング機器の撮影範囲内に入るべきかどうかを自ら判断可能なタイミングで利用目的の内容を認識させる必要があると考え、撮影範囲内に入る事前段階において通知または公表を実施することが「合理的かつ適切な方法」と解することができる。

ホームページで公表するケースも想定しうるが、本人が来場前に当該ページを事前に見る確証がなく法的義務の履行の手段としてやや疑わしい面もある。そのため入場の段

階で本人が掲示類を確認し内容を認識できるような手段を講じることがより有効であるといえよう。

通常は、有人での口頭説明も想定しうるが、感染拡大防止の観点からは人間同士の接触を極力回避することが望ましいため、本件手段としては推奨されず、録音された音声案内等による代替が望ましいであろう。

「感染拡大防止のため」というだけで利用目的が特定されているといえるか。感染の危機感が全世界的な共通認識となっているとはいえ、「感染拡大防止」という最終目的は個人情報の取扱いの目的としては特定が十分とはいえないであろう。ここでは、

- 感染拡大防止に向けたどのような対応に当該個人情報を利用するのかといった用途
- それに応じた個人情報の項目

等を可能な範囲で言及することが必要となる。

「発熱された方は入場をお断りします」と記載する例も散見されるが、あくまで間接的に計測結果による効果の帰属を説明して退場を促す文章にすぎず、個人情報の利用目的の特定として十分とはいえないであろう。検温センシングを実施する目的は、本人の発熱の有無を確認し、入場の際の判断要素にする、というのが実際のところといえそうである。検温の結果とあわせて本人の連絡先等も取得する場合には、「感染者の入場が確認できた場合、直近の別の入場者への連絡に用いる」等の記載も必要になってこよう。

4.3.2 応用ソリューションの場合

検温センシングと同時にマスク着用確認チェックや、入退室管理目的の顔認証を実施するソリューションが登場している。

複数の用途を1度のセンシングで同時処理できることは、遠隔非接触、大人数の処理、高速化といったコロナ禍の緊急性の高いセンシング処理要件を充足することにもなり、今後のさらなるニーズの広がりが予想される。

この場合は、各用途別の利用目的を分けて明示する必要がある。コロナ禍以前より入退室管理に顔認証を用いる技術やソリューションに対するルールはすでに存在しており、検討の一定の参考となる^{*6}。

もし、取得したデータを、感染拡大防止やセキュリティとはまったく別の用途（たとえば、顔画像から年齢性別を分析してマーケティング分析する等の商用利用）に使う場合はどうか。法的にはこれらの利用目的を分けて記載し、通知または公表すれば問題はない。しかし、入場者が検温センシングを回避したうえで当該空間に入場することが事実上不可能な現在の状況において、検温と同時にまったく別の用途でデータを取得する行為については、そもそも適正取得義務（17条1項）との関係も問題になってこよう。

^{*6} 参考文献 [1], カメラ画像活用ガイドブック ver2.0 参照。

5. 検温センシングのタイプ別分類

以上のように、検温センシングは、個人情報保護制度との関係では、① 基本的には利用目的規制が問題となり、② 応用ソリューションにあつては適正取得義務が問題となる場合が考えられる。さらに検温センシングについては、検温データが個人情報に該当しない場合であってもプライバシー侵害が問題となりうる。

この点、石井夏生利教授は災害・感染症対策において、プライバシー、個人情報保護法制度と消費者保護制度をそれぞれ交錯する議論である旨指摘し、同対策においてプライバシーも論点になることを前提とする [4]。

プライバシー侵害の基準についてはいまだ定説をみないが、少なくとも、個人が測定されて導き出される検温データが、当該本人の情報であることは疑いなく、それを他者に取得させるという取扱いを許すか否かについて、本人の選択の自由が侵害されているとすれば、それはプライバシーを侵害する行為として人格的利益ないし人格権の侵害を構成すると考えられる。判例が、肖像権について、「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する」（最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁）としていることも参考になろう。

本人が、検温データを取得される場面において、どのように選択の自由が認められるかは、検温センシングのタイプにもよるため、まず現在利用されている検温センシング手段をタイプ別に分類する。現状、検温センシングの市場で展開されている手段は多種多様に及ぶことから、明確に分類仕切れないものもある。しかし本稿の目的は、技術的な厳格性をもって機器を分類するところではなく、プライバシー・個人情報の観点からの評価実施に必要な範疇で分類を行うところに狙いがあり、そのような立場からおおよその設置形態や計測形態に基づき分類を試みたものが、以下に示すタイプ A～F である。

タイプ A：

「測温部を部位に接触させて、腋窩、口腔（舌下）、直腸の体温を測定し、最高温度を保持しデジタル表示する」ものをいう。機器を被計測者の身体に接触させるため、被計測者の能動的な動作が必要である。

タイプ B, タイプ C：

機器を個々の測定対象の身体の特定の部分（額、手首等）に近づけて（数センチ～数十センチ）赤外線で計測するタイプ。カメラ等は備えておらず検温データの数値のみ表示し、本体に記録媒体は備えておらず、ネットワーク接続もされていないため、その場で計測したデータが保存されることはない。計測者が手で持って被計測者に近

づけるハンディ型のもの（タイプ B）と、設置されている機器のセンサ部分に被計測者が接近して手等をかざして計測させる型（タイプ C）がある。

タイプ D：

自立小型の機器。検温機能付きカメラとディスプレイを備えている。施設の入り口に三脚や一脚等でセッティングされており、指示に従って入場者が能動的に撮影範囲内（およそ数十センチから数メートル内）に立つと、本人の顔面もしくは全身の動画像が自動的にディスプレイに投影、検温センシングされ、当該人物の体温が表示されるしくみとなっている。

タイプ E：

大型の機器。検温機能付きカメラやディスプレイが遠隔設置かつ入場者が認識しやすい場所に設置されている。数メートル以上離れたところから検温センシングが可能なタイプであり、通過時等、本人の能動的な動作なしに測定ができる。

タイプ F：

大型の機器。検温機能付きカメラやディスプレイが、遠隔設置されており、入場者にそれと認識しにくい形状で設置されているか、あるいは認識しにくい場所や隠された場所に設置されている点がタイプ E との相違点である。数メートル以上離れたところから検温センシングが可能なタイプであり、通過時等、本人の能動的な動作なしに測定ができる。既存の防犯カメラを転用するケースはこれにあたる。防犯カメラ等は分かりにくい場所に設置されているケースが多く、また防犯カメラが分かりやすい場所にあったとしてもそれが検温センシングにも用いられているとは一見では推測しにくい点がある。

6. タイプ別のプライバシー侵害の可能性

検温センシングに関して、本人の選択の自由が保証されているかは、① 検温センシングをしようとするのが本人に知られているか、② 検温データを取得することの利用目的が通知されているか、③ 検温データの取得による結果が本人以外に知られる等の影響の大きさ、という点から判断できよう^{*7}。特に ①、② は、個人情報保護法制との関係では利用目的規制への対応としても論じたところであるが、人格的利益ないし人格権の侵害を構成するか、という判断にあつては、より実質的な検討が必要となる。

^{*7} 曾我部真裕「「接触確認アプリ」の導入問題から見える課題」法律時報 92 卷 9 号（2020 年）1–3 頁においていわゆる接触確認アプリ COCOA に関する政府有識者検討会が「留意事項」で「プライバシーへの配慮」について多くの字数を費やして検討していることが指摘されており、プライバシー保護の観点を入れることが重要視されていることがうかがえる。

4章で述べたように、施設管理者が入口の立て看板・ポスター等を用いず、検温機器の設置のみで検温実施中であることを示す場合には、入場者にとって検温機器の外観や検温の方法は検温の認知に重要な役割を果たす。また、5章で例示した検温機器のタイプによって、検温データの出力表示の仕方等、データの取扱いに関わる機能が異なる。

本章では、検温機器のタイプ別にプライバシーに影響を与える特性とプライバシー侵害の可能性について論じる。

(1) 特性1 検温機器であることの視認性

会場・施設の入口に設置された検温機器を入場者が目視し、検温機器であることを認識しやすいかは、入場者が検温の事実を知るために重要である。検温機器であることを視認できなければ入場者本人が知らぬ間に自己の体温を計測されることになりかねない。タイプA, B, Cは測定可能な距離まで近づけば、検温機器であることはその外観で認識可能である。一方、タイプD, E, Fの外観はカメラまたはディスプレイであってその用途が一般に撮影または表示であることは認識できても、検温であることはディスプレイに体温が出力されない限り分からない(①の欠如、当然に②の欠如)。本人が知らないうちに検温データを他者に取得されるということは、選択の自由が保証されないこととなり、プライバシー侵害を認める方向の要素である。

(2) 特性2 被検温者による検温動作の必要性

検温される者が検温のための動作を必要とするならば、入場者が検温の事実を知りやすくなるだけでなく、検温される前に検温の意思表示もしやすくなる。タイプA, B, Cは、検温される者が人体の特定の部位を動かして検温機器に近接させなければ検温できない。タイプDは、通常の歩行または直立の姿勢で検温が可能だが、検温機器にある程度接近しなければならない。一方、タイプE, FはタイプDと同様に通常の歩行または直立の姿勢で検温が可能である点は同じだが、検温機器と数メートルの距離があっても検温が可能であることから、入場時に特段の動作を必要としない。本人の動作を必要としないため、本人が知らないうちに検温データを他者に取得されかねず(①の欠如、当然に②の欠如)、プライバシー侵害の可能性が高まる。

(3) 特性3 検温中であることの識別可能性

検温機器が検温中であることを識別できることは、入場者が検温の事実を知るために重要である。検温機器が存在しても検温中でなければ、本人の意思に反して自己の体温を計測される可能性はなく、検温中であることが識別できれば体温の計測を避けることも可能だからである。タイプA, B, Cは、特性2で述べたとおり、検温される者が人体の特定部位を検温機器に近接させなければ検温できないため、検温結果が出る前に検温中であることの識別は容易

である。一方、タイプD, Eはディスプレイに測定結果が表示されるまで検温中であったことは識別できない。さらに、タイプFは測定結果が入場者に示されることもないため、入場者が検温中であることを知る術はない(①の欠如、当然に②の欠如)。本人が知らないうちに検温データを他者に取得されかねず、プライバシー侵害の可能性が高まる。

(4) 特性4 検温データを閲覧できる者の範囲

検温結果である検温データを閲覧できる者の範囲は、自己が望まない検温データの他者への暴露の可能性に関わる。タイプA, B, Cの検温データの閲覧者は、検温された本人または検温した者である。タイプFは検温機器を運営する者のみが検温データにアクセスすることができるが、本人は通常その場では自己の検温データを見ることができない。一方、タイプD, Eはディスプレイに表示されるため、その周囲にいる本人のほか、不特定の者に検温データを閲覧されかねない(③の範囲の大小)。本人の意思によらずに検温データを暴露されるとすれば、プライバシー侵害の可能性が高まる。

(5) 特性5 検温データとそれ以外のデータとの連結性

プライバシー侵害の検討では検温データの個人情報該当性は問うていないが、検温結果である検温データと他のデータ、たとえば検温のために撮影した顔画像との連結は、検温データの本人特定の可能性を高めるだけでなく、検温データの利用を拡大する可能性も高める。たとえば、検温データと性別・住所等の他のデータとを組み合わせると分析すれば体温の男女差や住所ごとの特徴が浮き彫りになるかもしれない。タイプA, B, Cは一般にそれ自体で体温以外のデータを取得せず、他の機器のデータと連携する機能も持たない。一方、タイプD, E, Fは検温のために人体の一部または全体の撮影を行うため、撮影(動)画像と検温データとを連結して管理することが可能となる。だれの体温であるか等、分析により明らかになるとすれば(③の範囲の大小)、プライバシー侵害の可能性が高まる。

(6) 特性6 検温データの外部保存性

検温結果である検温データを検温機器の外部に保存できることは、検温データの利用を拡大する可能性を高める。検温データが検温機器以外の機器内で保存されることにより、その外部機器が目的とする用途に検温データを用いることができるようになるからである。タイプA, B, Cは体温センサと出力表示部が一体型であり、外部出力インタフェースを備えない。タイプD, Eはセンサとなるカメラとディスプレイとに分かれているが、ディスプレイのほかには出力部を持たない。一方、タイプFは撮影画像等のデータを記憶する外部記憶装置を備えており、他の外部記憶装置への出力も可能である(③の範囲の大小)。検温データ

表 1 検温機器タイプ別のプライバシーに影響を与える特性

Table 1 Privacy influencing characteristics of thermography equipment types.

プライバシー侵害の可能性	本人が知らずにプライバシーを取得されるか			他者にプライバシーが暴露されるか	本人特定、データ利用の拡大の可能性があるか	
プライバシーに影響を与える 検温機器の特性 検温機器タイプ	特性 1：検温機器であることの視認性	特性 2：被検温者による検温動作の必要性	特性 3：検温中であることの識別可能性	特性 4：検温データを閲覧できる者の範囲	特性 5：検温データとそれ以外のデータとの連結性	特性 6：検温データの外部保存性
A	あり	あり	あり (検温動作により検温中とわかる)	本人又は検温者	なし	なし
B	あり	あり	あり (検温動作により検温中とわかる)	本人又は検温者	なし	なし
C	あり	あり	あり (検温動作により検温中とわかる)	本人又は検温者	なし	なし
D	なし (一般にカメラとディスプレイだけで体温計であるとは視認できない)	あり	なし (結果が表示されるまで、検温されていたかどうかわからない)	ディスプレイの周囲にいる本人と不特定者	あり (撮影画像と検温データが同時に表示される)	なし
E	なし (一般にカメラとディスプレイだけで体温計であるとは視認できない)	なし	なし (結果が表示されるまで、検温されていたかどうかわからない)	ディスプレイの周囲にいる本人と不特定者	あり (撮影画像と検温データが同時に表示される)	なし
F	なし (一般にカメラだけで体温計であるとは視認できない)	なし	なし (カメラ撮影されているかどうかすら識別できない)	検温機器を運営する者のみが検温データを見ることができる。本人はその場では検温データを見ることができない。	あり (撮影画像と検温データが同時に表示される)	あり (撮影画像と検温データが同時に保存される)

の用途拡大により、プライバシー侵害の可能性が高まる。

以下の表 1 では、検温機器タイプ別にプライバシー侵害の可能性を、本人が知らずにプライバシーを取得されるか、他者にプライバシーが暴露されるか、本人特定、データ利用の拡大の可能性があるか、という観点に分けて、検温機器タイプ別の特性を整理した。黄色い色掛け部分は、プライバシーへの影響がより大きいと考えられる部分である。

以上の点から各タイプのプライバシー侵害の可能性について考察をする。

たとえば店舗入り口等でタイプ A, B, C が設置されており、視認した本人はそれを検温機器と認識したうえで回避したいと考えたならば、検温動作をせずにその場を立ち去るという選択の自由がある。検温に応じたとしてもデータを閲覧できるのは本人と入場可否を判断する検温者という最低限の範囲にとどまり、かつ検温データが他の情報と連結されたり保存されたりするおそれもない点から、プライバシー侵害のおそれは比較的低いといえそうである。

タイプ D に関しては一見するとタブレットと類似した製品も多く、また市販タブレットのカメラ機能やセンサ機能を転用した製品もあることから、検温機器であることの直観的な視認性はやや低い場合がある。検温動作としてはあ

る程度能動的に接近しないと計測ができないことから、視認性が低いまま本人の認識なく機器に接近した際にはプライバシー侵害の可能性が高まる。検温データの閲覧については結果のディスプレイの表示方法が本人以外にも閲覧可能な状態で大きく表示されるような実装の場合は、本人が知らないうちに検温データを他者に取得されうる点でプライバシー侵害の可能性が高くなる。また検温センシングの際に人体の一部または全体の撮影を行うものであるから、本人の画像と検温データとを連結したものを他者が把握することが可能であり、データ利用の拡大可能性の観点からプライバシー侵害のおそれが高まる。

問題が多いと想定できるのはタイプ E, F である。検温機器であるという視認性も低いことから、測定可能範囲と知ることなく入りこんだ本人が能動的な検温動作をしなくても検温を実施することが可能なため、検温の可否について本人に選択の自由が与えられない。特にタイプ F の場合は、測定結果が本人に知らされない状態のまま本人の体温と画像が連結して保存されたうえに外部出力も可能となることから、本人関与がまったくない状態で他者が取得、活用される点でプライバシー侵害の程度は非常に高まる方向にはたらく。しかし性能面のみに着目すると大人数を遠隔か

ら一度に計測できるという点が感染症予防対策として優れているといえなくもないことから、今後の普及加速が予想される点に懸念が残る。

7. 提言

以上の検討から、準公共空間向けのわが国の今後の法規範や、業界ガイドライン等の自主的な法規範に、大要、以下の観点が加えられるべきと考えられる。

7.1 個人情報保護制度との関係

① 検温データが個人情報に該当する場合、当該データの保有者の決定を最初に行うこと。保有者が曖昧なまま検温センシングを行わないこと。

② 利用目的規制との関係では、検温の事実の通知および目的の通知を分解して考えることが有用であり、それぞれにおいて実質が図られるべきである。

③ 応用ソリューションにあっては、それぞれの利用目的が適切に通知公表される必要があることを意識すべきである。

7.2 プライバシ侵害との関係

① 検温データが個人情報に該当するにかかわらず、検温データの無断での取得は本人の選択の自由を害し、プライバシー侵害を構成する可能性がある。

② 検温の事実の通知および目的の通知を分解して考えることが有用であり、それぞれにおいて実質が図られるべきである。適切でなければ、プライバシー侵害を肯定する方向の要素となる。

③ 取得した検温データの結果が本人以外も知りうるようになった場合、知らしめられる範囲の広さや、本人がその後に受けるであろう不利益な側面を持つ影響の大きさによっては、感染防止目的との比較衡量の課題はありつつも、本人のプライバシー侵害を肯定する要素となりうる。

④ ② および ③ は、検温機器の特性に応じて個別に検討されるべきである。

8. まとめ

現状の個人情報保護制度に関する法規範やガイドラインを分析したうえで、個人情報保護制度への具体的な留意点、検温センシングのタイプ分類をしたうえでの、プライバシー侵害の可能性を論じた。

参考文献

- [1] IoT 推進コンソーシアム，総務省及び経済産業省：カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0，入手先 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000542668.pdf)，p.6（参照 2021-09-17）。
- [2] 個人情報保護委員会：個人情報保護法ガイドライン（通則編），入手先 ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101-](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101-guidelines01.pdf)

[guidelines01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101-guidelines01.pdf))，p.5（参照 2021-03-08）。

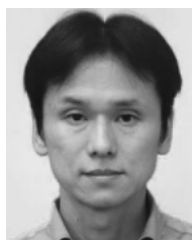
- [3] 個人情報保護委員会事務局：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについて（2020 年 5 月 15 日改正），入手先 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200515_1.pdf)（参照 2021-03-08）。
- [4] 石井夏生利：災害・感染症対策と個人情報の利用に関する消費者法的検討，現代消費者法，No.49，民事法研究会（2020）。



藤村 明子（正会員）

1997 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。1999 年慶應義塾大学大学院政策メディア研究科修士課程修了。同年日本電信電話株式会社入社。同社在職中に中央大学大学院法務研究科修了（2009 年）。法務博士（専門職）。現在、

NTT 社会情報研究所に所属。情報セキュリティ、個人情報保護、プライバシー保護の技術と法制度に関する研究開発に従事。情報ネットワーク法学会会員。情報セキュリティ大学院大学客員教授。



間形 文彦（正会員）

1992 年中央大学法学部法律学科卒業。同年日本電信電話株式会社入社。執筆時 NTT セキュアプラットフォーム研究所にて社会科学と情報工学の境界領域から情報セキュリティの研究に従事。現在、NTT コミュニケーションズ株式会社に所属し、情報セキュリティマネジメント実務に従事。日本セキュリティ・マネジメント学会、情報ネットワーク法学会各会員。技術士（情報工学）。



折目 吉範

1998 年埼玉大学工学部情報システム工学科卒業。同年日本電信電話株式会社入社。以来、電気通信サービスの研究開発や情報システムのセキュリティ対策の研究開発・運用に従事。現在、NTT 社会情報研究所に所属。



亀石 久美子 (正会員)

1991 年筑波大学大学院環境科学研究科修士課程修了。同年日本電信電話株式会社入社。現在、NTT 社会情報研究所に所属。主に事業案件における個人情報保護、プライバシーに関する法制度と対策技術に関する研究開発に従事。情報ネットワーク法学会員。



板倉 陽一郎 (正会員)

2002 年慶應義塾大学総合政策学部卒業，2004 年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007 年慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）専門職学位課程修了。2008 年ひかり総合法律事務所弁護士。2017

年理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員，2018 年国立情報学研究所客員教授，2020 年大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。データ保護法，サイバー法の実務，研究に従事。